

薩摩川内市スマイルキッズスペース設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる薩摩川内市スマイルキッズスペース設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、スマイルキッズスペースを新設する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、天候に左右されずこどもが安全に遊ぶことのできる環境整備の促進を図り、地域全体でこどもの健やかな成長を支えることにより、もって少子化対策及び子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマイルキッズスペース 民間事業者の店舗等の屋内に設置され、不特定多数のこども（おおむね10歳程度まで）が安全に遊ぶことのできる遊び場をいう。
- (2) 民間事業者 市内に不特定多数の者が利用する施設（以下「施設」という。）を置き、事業を営む法人その他の団体及び事業を営む個人（民間のものに限る。）をいう。ただし、次のいずれかに該当する団体を除く。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が所属している団体並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等
イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体
- (3) 涼みスポット 夏季に市民が暑さをしのぎ休憩できる場所として、冷房設備を有する又は日陰等で風通しが良いスペースを無償で提供するものとして市の登録を受けた、市内の施設又は店舗をいう。
- (4) 屋内遊具 スマイルキッズスペースに設置される遊具及び遊びのための設備をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、民間事業者であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。

(2) 国又は他の地方公共団体からこの補助金に類する補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、涼みスポットに対してスマイルキッズスペースを設置する事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 供用開始までに涼みスポットに登録されること。
- (2) スマイルキッズスペースを誰でも無償で利用できること。
- (3) スマイルキッズスペースの設置面積が5 m×5 m以上であること。
- (4) スマイルキッズスペースには、補助対象者の責任により安全性が確保された屋内遊具を設置すること。
- (5) スマイルキッズスペースの入口その他の利用者の目に触れやすい場所に第三者が容易に認識できる方法により「薩摩川内市スマイルキッズスペース」の名称を表示すること。
- (6) 設置後は、補助対象者の責任において利用者の安全に配慮した適正な管理運営を行うこと。
- (7) 関係法令に適合していること。
- (8) 原則として5年間以上継続して設置すること。
- (9) 事業内容を市のホームページその他の広報媒体により公表することに同意すること。
- (10) 補助金の交付決定後に実施し、交付申請年度内に供用開始すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 屋内遊具の購入及び設置に要する費用
- (2) 屋内遊具の設置に伴う内装その他の関連工事に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 書籍等その他の消耗品に係る費用
- (2) 授乳及びおむつの交換をするための設備の設置に要する費用
- (3) スマイルキッズスペースを設置することに伴い不要となる既存設備等の撤去に要する費用

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象者が負担する補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、400万円を限度とする。

2 補助対象者が申請できる補助金は、1店舗等につき1回限り400万円を限度とする。

(補助対象事業の募集)

第8条 市長は、補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとし、募集

要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法、審査基準等を記載するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、市長が定める期日までに、次に掲げる書類（以下「応募書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 薩摩川内市スマイルキッズスペース設置事業補助金申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 補助対象経費の内訳を確認できる書類（設計書又は見積書等）
- (5) 設置予定場所の見取り図
- (6) 事業着手前の写真
- (7) 建物の所有者が確認できる書類
- (8) 建物所有者の同意書（建物所有者と申請者が異なる場合）（様式第4号）
- (9) その他事業計画書を補足するための添付資料
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助対象事業の選定及び結果の通知）

第9条 市長は、前条の規定による応募書類の提出があったときは、別に定める遊具施設選定委員会による書類審査及び必要に応じてヒアリング等を実施したうえで、補助対象事業を選定する。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業を選定したときは、その結果を応募者に、薩摩川内市スマイルキッズスペース設置事業補助金選考結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第10条 規則第5条の市長が別に指定する日は、補助対象事業実施の2週間前までとする。

2 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）が当該交付申請において添える規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳を確認できる書類（設計書又は見積書等）
- (2) 設置予定場所の見取り図
- (3) 事業着手前の写真
- (4) 建物の所有者が確認できる書類
- (5) 建物所有者の同意書（建物所有者と申請者が異なる場合）（様式第4号）
- (6) その他事業計画書を補足するための添付資料
- (7) 市税等の滞納がない証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定に関わらず、同項第7号に掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意する場合は、省略することができる。

（補助金の交付の決定）

第11条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助等交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請に係る内容の変更若しくは補助対象経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）があるとき、又は中止しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の可否を決定したときは補助金等変更交付（不交付）決定通知書（様式第11号）又は補助金等事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事業の実施）

第13条 交付決定者は、補助対象事業に着手する前に物品等承認申請書（様式第8号）及び工程表を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは物品等承認（不承認）通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の支出を証する書類（領収書又は請求書の写し）
- (2) 補助対象事業を実施したことが確認できる完成写真
- (3) 確認検査依頼書（様式第16号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助事業が適正に実施されていると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（様式第17号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第16条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金交付請求書（様式第18号）により、補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、補助金の請求が正当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第18条 市長は、交付決定者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金の交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(成果)

第19条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、安心してこどもを産み育てられる環境の整備とする。

(見直し期間)

第20条 補助金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第21条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、申請件数を指標に用いて測定するものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第22条 補助金の交付を受けた者は、本市の少子化対策・子育て支援に関する施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。